

平成 29 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・**拡充**・延長）

（金融庁）

制 度 名	生命保険料控除制度の拡充																																																																											
税 目	所得税																																																																											
要 望 の 内 容	<p>所得税法上の生命・介護医療・個人年金の各保険料控除の最高限度額を5万円とすること、また、所得税法上の保険料控除の合計適用限度額を15万円とすること。</p> <p>※ 平成24年の改組により介護医療保険について新たに保険料控除が設けられたところ、利用率は20.1%（平成24年）から36.9%（平成26年）に順調に上昇している。</p> <p>（給与所得者数に占める割合（%））</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成21年</th> <th>平成22年</th> <th>平成23年</th> <th>平成24年</th> <th>平成25年</th> <th>平成26年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般生命</td> <td>75.5</td> <td>76.0</td> <td>76.2</td> <td>76.1</td> <td>75.8</td> <td>75.0</td> </tr> <tr> <td>介護医療</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>20.1</td> <td>30.0</td> <td>36.9</td> </tr> <tr> <td>個人年金</td> <td>16.1</td> <td>15.8</td> <td>15.0</td> <td>15.6</td> <td>16.5</td> <td>16.4</td> </tr> <tr> <td>全体</td> <td>76.8</td> <td>77.3</td> <td>77.3</td> <td>76.9</td> <td>77.1</td> <td>76.8</td> </tr> </tbody> </table> <p>（出典：国税庁「民間給与実態統計調査」）</p> <p>※ 介護医療保険に係る一人あたりの所得控除額については、1.8万円（平成24年）から2.6万円（平成26年）に上昇し、制度全体でみても平成24年以降増加に転じている。</p> <p>（一人当たりの保険料控除額（万円））</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成21年</th> <th>平成22年</th> <th>平成23年</th> <th>平成24年</th> <th>平成25年</th> <th>平成26年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般生命</td> <td>4.7</td> <td>4.6</td> <td>4.6</td> <td>4.5</td> <td>4.4</td> <td>4.3</td> </tr> <tr> <td>介護医療</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>1.8</td> <td>2.4</td> <td>2.6</td> </tr> <tr> <td>個人年金</td> <td>4.7</td> <td>4.8</td> <td>4.8</td> <td>4.6</td> <td>4.6</td> <td>4.5</td> </tr> <tr> <td>全体</td> <td>5.6</td> <td>5.5</td> <td>5.5</td> <td>5.9</td> <td>6.2</td> <td>6.4</td> </tr> </tbody> </table> <p>（出典：国税庁「民間給与実態統計調査」）</p>							平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	一般生命	75.5	76.0	76.2	76.1	75.8	75.0	介護医療	—	—	—	20.1	30.0	36.9	個人年金	16.1	15.8	15.0	15.6	16.5	16.4	全体	76.8	77.3	77.3	76.9	77.1	76.8		平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	一般生命	4.7	4.6	4.6	4.5	4.4	4.3	介護医療	—	—	—	1.8	2.4	2.6	個人年金	4.7	4.8	4.8	4.6	4.6	4.5	全体	5.6	5.5	5.5	5.9	6.2	6.4
		平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年																																																																					
	一般生命	75.5	76.0	76.2	76.1	75.8	75.0																																																																					
	介護医療	—	—	—	20.1	30.0	36.9																																																																					
	個人年金	16.1	15.8	15.0	15.6	16.5	16.4																																																																					
	全体	76.8	77.3	77.3	76.9	77.1	76.8																																																																					
		平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年																																																																					
	一般生命	4.7	4.6	4.6	4.5	4.4	4.3																																																																					
	介護医療	—	—	—	1.8	2.4	2.6																																																																					
	個人年金	4.7	4.8	4.8	4.6	4.6	4.5																																																																					
全体	5.6	5.5	5.5	5.9	6.2	6.4																																																																						
平年度の減収見込額					▲46,600百万円																																																																							
（制度自体の減収額）					（一百万円）																																																																							
（改正増減収額）					（一百万円）																																																																							

新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>(1) 政策目的 私的保障を支援・促進する生命保険料控除制度の拡充により、国民の自助努力を喚起することで、自助・自立のための環境整備を推進し、安心かつ豊かでゆとりのある国民生活を確保する。</p> <p>(2) 施策の必要性 少子高齢化の急速な進展等により、社会保障制度の見直しが進められていく中で、国民が安心できる生活保障の水準を確保するために、公的保障とともに私的保障の重要性が高まっており^(※1)、国民一人ひとりに対して、より一層の自助努力が求められている^(※2)。 このため、国民の自助努力を税制面から支援・促進する生命保険料控除制度を拡充する必要がある。</p> <p>(※1) 必要な費用について「公的保障のみでまかなえるとは思わない」とした人の割合</p> <table border="1"> <tr> <td>遺族保障</td> <td>68.1%</td> </tr> <tr> <td>医療保障</td> <td>51.9%</td> </tr> <tr> <td>介護保障</td> <td>82.7%</td> </tr> <tr> <td>老後保障</td> <td>78.7%</td> </tr> </table> <p>(出典：生命保険文化センター 「平成25年度 生活保障に関する調査」)</p> <p>(※2) 持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律（抜粋） (自助・自立のための環境整備等) 第二条 政府は、人口の高齢化が急速に進展する中で、活力ある社会を実現するためにも、健康寿命の延伸により長寿を実現することが重要であることに鑑み、社会保障制度改革を推進するとともに、<u>個人がその自助努力を喚起される仕組み及び個人が多様なサービスを選択することができる仕組みの導入</u>その他の高齢者も若者も、健康で年齢等にかかわらず働くことができ、持てる力を最大限に發揮して生きることができる環境の整備等（次項において「自助・自立のための環境整備等」という。）に努めるものとする。 2 政府は、住民相互の助け合いの重要性を認識し、<u>自助・自立のための環境整備等の推進を図るものとする。</u></p>		遺族保障	68.1%	医療保障	51.9%	介護保障	82.7%	老後保障	78.7%
遺族保障	68.1%									
医療保障	51.9%									
介護保障	82.7%									
老後保障	78.7%									
今回の要望に関連する事	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	Ⅱ-1 利用者が安心して金融サービスを受けられるための制度・環境整備							
		政策の達成目標	少子高齢化の急速な進展等に応じた社会保障制度の見直しに対応し、国民の自助努力による生活保障を支援・促進することにより、国民生活の安定に資すること。							
		租税特別措置の適用又は延長期間	恒久措置とする。							
		同上の期間中の達成目標	(政策の達成目標と同じ)							
有効性	要望の措置の適用見込み	約3,767万人	<p>※ 平成26年民間給与所得者数^(注) 4,311万人 うち生命保険料控除適用者数 3,100万人(71.9%) → 制度拡充後(見込) 3,257万人(75.5%) (注) 年末調整対象者のみ</p> <p>平成26年申告所得者数 613万人 うち生命保険料控除適用者数</p>							

		486 万人 (79.3%) → 制度拡充後 (見込) 510 万人 (83.3%) (出典：国税庁「平成 26 年分民間給与実態統計調査」及び「平成 26 年分申告所得税標本調査」)																																																								
	要望の措置の 効果見込み (手段としての 有効性)	少子高齢化の急速な進展等に応じた社会保障制度の見直しに対応し、国民の自助努力による生活保障を支援・促進することにより、国民生活の安定に資することとなる見込み。																																																								
相当性	当該要望項目 以外の税制上の 支援措置	なし																																																								
	予算上の 措置等の 要求内容及 び金額	なし																																																								
	上記の予算 上の措置等 と要望項目 との関係	—																																																								
	要望の措置 の妥当性	<p>少子高齢化の急速な進展等により、国民一人ひとりに対して、より一層の自助努力が求められている一方で、生命保険の世帯加入率は長期的に低下傾向にあり、特に世帯主が 30 歳未満の若年層においては、加入率が急速にかつ大幅に低下している^(※1)。また、生命保険については、「遺族保障」として年間約 3 兆円の死亡保険金が支払われ、公的保障を補完しているところであるが、国民が加入している死亡保険金額は、望ましいと考える死亡保険金額に比べておよそ 6 割程度となっている^(※2)。</p> <p>このため、今後、若年層を中心に国民全体の私的保障の準備不足が懸念されるところ、国民の自助努力を税制面から支援・促進する生命保険料控除制度を拡充していく措置が必要になるものと考えられる。</p> <p>本要望は、こうした趣旨を実質的に担保しようとするものであり、国民生活の安定に寄与するために妥当な措置と考える。</p> <p>(※1) 生命保険の世帯加入率の推移</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成 9 年</th> <th>平成 15 年</th> <th>平成 21 年</th> <th>平成 27 年</th> <th>低下幅</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>30 歳未満</td> <td>88.6%</td> <td>71.4%</td> <td>60.5%</td> <td>66.3%</td> <td>▲22.3pt</td> </tr> <tr> <td>全年齢</td> <td>93.0%</td> <td>89.6%</td> <td>86.0%</td> <td>83.1%</td> <td>▲9.9pt</td> </tr> </tbody> </table> <p>(出典：生命保険文化センター「平成 27 年度 生命保険に関する全国実態調査」)</p> <p>(※2) 遺族の生活資金の備えとして必要と考える死亡保険金額と実際の加入金額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">男性</th> <th colspan="2">女性</th> </tr> <tr> <th>望ましい保障 金額 (平均)</th> <th>実際の加入 金額 (平均)</th> <th>望ましい保障 金額 (平均)</th> <th>実際の加入 金額 (平均)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全体</td> <td>3,172 万円</td> <td>1,882 万円</td> <td>1,463 万円</td> <td>876 万円</td> </tr> <tr> <td>20 歳代</td> <td>3,450 万円</td> <td>1,410 万円</td> <td>1,530 万円</td> <td>855 万円</td> </tr> <tr> <td>30 歳代</td> <td>3,732 万円</td> <td>2,323 万円</td> <td>1,667 万円</td> <td>946 万円</td> </tr> <tr> <td>40 歳代</td> <td>3,963 万円</td> <td>2,460 万円</td> <td>1,604 万円</td> <td>1,032 万円</td> </tr> <tr> <td>50 歳代</td> <td>3,438 万円</td> <td>2,245 万円</td> <td>1,539 万円</td> <td>960 万円</td> </tr> <tr> <td>60 歳代</td> <td>2,069 万円</td> <td>1,130 万円</td> <td>1,111 万円</td> <td>652 万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(出典：生命保険文化センター「平成 25 年度 生活保障に関する調査」)</p>		平成 9 年	平成 15 年	平成 21 年	平成 27 年	低下幅	30 歳未満	88.6%	71.4%	60.5%	66.3%	▲22.3pt	全年齢	93.0%	89.6%	86.0%	83.1%	▲9.9pt		男性		女性		望ましい保障 金額 (平均)	実際の加入 金額 (平均)	望ましい保障 金額 (平均)	実際の加入 金額 (平均)	全体	3,172 万円	1,882 万円	1,463 万円	876 万円	20 歳代	3,450 万円	1,410 万円	1,530 万円	855 万円	30 歳代	3,732 万円	2,323 万円	1,667 万円	946 万円	40 歳代	3,963 万円	2,460 万円	1,604 万円	1,032 万円	50 歳代	3,438 万円	2,245 万円	1,539 万円	960 万円	60 歳代	2,069 万円	1,130 万円	1,111 万円
	平成 9 年	平成 15 年	平成 21 年	平成 27 年	低下幅																																																					
30 歳未満	88.6%	71.4%	60.5%	66.3%	▲22.3pt																																																					
全年齢	93.0%	89.6%	86.0%	83.1%	▲9.9pt																																																					
	男性		女性																																																							
	望ましい保障 金額 (平均)	実際の加入 金額 (平均)	望ましい保障 金額 (平均)	実際の加入 金額 (平均)																																																						
全体	3,172 万円	1,882 万円	1,463 万円	876 万円																																																						
20 歳代	3,450 万円	1,410 万円	1,530 万円	855 万円																																																						
30 歳代	3,732 万円	2,323 万円	1,667 万円	946 万円																																																						
40 歳代	3,963 万円	2,460 万円	1,604 万円	1,032 万円																																																						
50 歳代	3,438 万円	2,245 万円	1,539 万円	960 万円																																																						
60 歳代	2,069 万円	1,130 万円	1,111 万円	652 万円																																																						

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項

租税特別措置の適用実績

【給与所得者数に占める割合※】

	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
一般生命	76.0%	76.2%	76.1%	75.8%	75.0%
介護医療	—	—	20.1%	30.0%	36.9%
個人年金	15.8%	15.0%	15.6%	16.5%	16.4%
全体	77.3%	77.3%	76.9%	77.1%	76.8%

(出典：国税庁「民間給与実態統計調査」)

【一人当たりの保険料控除額※】

	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
一般生命	4.6万円	4.6万円	4.5万円	4.4万円	4.3万円
介護医療	—	—	1.8万円	2.4万円	2.6万円
個人年金	4.8万円	4.8万円	4.6万円	4.6万円	4.5万円
全体	5.5万円	5.5万円	5.9万円	6.2万円	6.4万円

(出典：国税庁「民間給与実態統計調査」)

※納税者を対象として算定

租特透明化法に基づく適用実態調査結果

—

租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)

民間調査会社によるアンケート調査によれば、回答者の約7割が、生命保険料控除制度が拡充された場合、生命保険への加入もしくは加入を検討したいと回答^(※1)しており、制度の拡充によって生命保険への加入インセンティブは高まることが予想される。

(※1) 生命保険料控除制度拡充に対する意識調査結果

質問	回答	回答割合
仮に、生命保険料控除制度の控除限度額が拡充されたとすれば、今後の生命保険・年金保険についてどう考えるか。	新規加入・増額をしたい	12.1%
	新規加入・増額を前向きに検討したい	32.1%
	新規加入・増額をどちらかと言えば検討したい	27.2%
	加入・増額は行わない	28.6%

(出典：日経リサーチ「平成 28 年 生保関連税制に関するアンケート調査」)

また、回答者の約7割が生命保険料控除制度の拡充が自助努力の促進につながると考えており^(※2)、制度拡充は自助努力の喚起を推し進めるものとして有効である。

(※2) 生命保険料控除制度拡充に対する意識調査結果

質問	回答	回答割合
生命保険料控除制度における控除限度額が拡充されたとすれば、自助努力の促進につながると思うか。	非常にそう思う	17.3%
	そう思う	54.1%
	そう思わない	21.7%
	全くそう思わない。	6.9%

(出典：日経リサーチ「平成 28 年 生保関連税制に関するアンケート調査」)

これらのことから、生命保険料控除制度の拡充により、今後の加入率増加や加入金額の上乗せによる私的保障の促進が見込まれ、国民の自助努力の支援に寄与すると見込まれる。

前回要望時の達成目標

少子高齢化の急速な進展等に応じた社会保障制度の見直しに対応し、国民の自助努力による生活保障を支援・促進することにより、国民生活の安定に資すること。

	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>—</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>平成 24 年に一般生命・介護医療・個人年金の 3 つの控除からなる制度に改組された（平成 23 年までは生命・個人年金の 2 つの控除）。</p> <p>本要望については、平成 27 年度税制改正より継続して要望している。</p>	